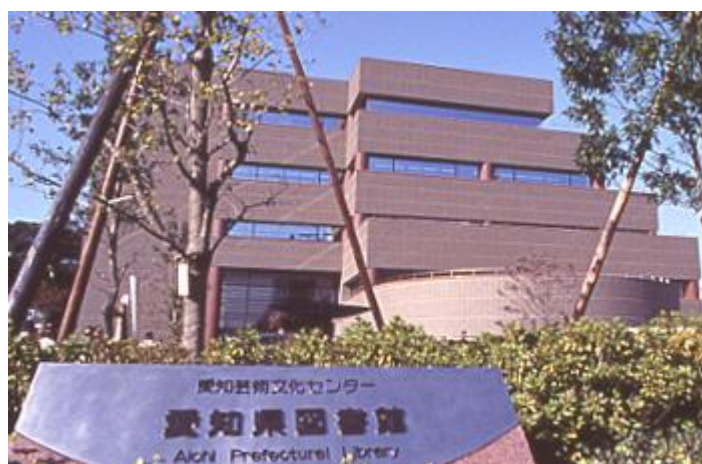


愛知県図書館の基本的な運営方針

～すべての県民に役立つ拠点図書館をめざして～



平成26年8月

愛知芸術文化センター

愛知県図書館

はじめに

現在の愛知県図書館は、愛知芸術文化センターの一翼を担う施設として、平成3年4月に中区三の丸の城郭内に開館し、多くの皆様にご利用いただけてきました。

しかし、近年、少子高齢化の進展、インターネットの普及、更には財政事情などにより、図書館を取り巻く状況は大きく変化しています。

平成20年には、図書館法が改正され、第3条（図書館奉仕）に「家庭教育の向上への留意」や図書館資料として電磁的記録が加えられるとともに、文部科学大臣が図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、公表することとされました。

平成24年12月に文部科学省が告示した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、市町村立図書館が資料や情報の提供等の直接的なサービスの実施や読書活動の振興等を行う機関と位置付けられているのに対し、県立図書館は、これらのほか、住民の需要を広域的、総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館の円滑な運営のための援助に努めるとともに、県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとされました。

愛知県図書館では、これらの動向を踏まえまして、このたび今後の10年において県図書館がめざす方向性を示す「愛知県図書館の基本的な運営方針」を新たに策定しました。

検討に当たりましては、愛知芸術文化センター運営会議図書館専門委員会の鶴殿委員長、大塚前委員長始め委員の皆様それぞれの専門のお立場から熱心にご指導をいただき、また、筑波大学の葉袋名誉教授から貴重なアドバイスをいただきました。更には県内の市町村立図書館からも種々の有益なご意見を伺うことができました。

今後は、この基本方針を基に、当地域の拠点図書館として県民の皆様一人ひとりのニーズに即したサービスを提供することができるよう取組を着実に進めてまいりたい所存です。

平成26年8月

愛知県図書館長 野澤 達也

目次

I 基本的な考え方

- | | |
|-----------|---|
| 1 経緯 | 1 |
| 2 課題 | 2 |
| 3 運営方針の策定 | 3 |

II 愛知県図書館の役割

- | | |
|---------------------------|---|
| ◇ 愛知県のすみずみまで図書館サービスを届けます | 4 |
| ◇ 市町村立図書館や公民館図書室の運営を支援します | 4 |
| ◇ 図書館や関係機関のネットワークをつくります | 5 |
| ◇ 図書館活動を支える県図書館の体制を整えます | 5 |

III これからの10年においてめざすもの

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 1 すべての県民への図書館サービスの提供 | 6 |
| (1) どこでも、いつでも、誰でも使える図書館 | 6 |
| (2) 地域の文化・産業を支える図書館 | 8 |
| (3) 仕事や生活に役立つ図書館 | 10 |
| (4) 若い人に読書の愉しみを伝え知の力を育てる図書館 | 10 |
| (5) 生涯学習を支える図書館 | 11 |
| 2 市町村立図書館等への支援 | 13 |
| (1) 資料の提供 | 13 |
| (2) 除籍される資料の保存とあいちラストワン・プロジェクトの推進 | 14 |
| (3) 運営の助言 | 14 |
| (4) 人材の育成 | 15 |
| 3 サービスを広げる図書館ネットワークの形成 | 16 |
| (1) 「資料搬送・情報」のネットワーク | 16 |
| (2) 「にぎわい」のネットワーク | 17 |
| (3) 「人」のネットワーク | 17 |
| (4) 「危機対応」のネットワーク | 17 |
| 4 図書館活動を支える県図書館の体制の整備 | 18 |
| (1) 拠点図書館としての資料の収集と保存 | 18 |
| (2) 職員の育成と効率的な組織づくり | 19 |
| (3) 新たな図書館サービスの調査研究・開発 | 19 |
| (4) 利便性の高い施設づくり | 20 |
| (5) 効果的な広報活動 | 20 |

IV これからの5年の行動計画

22

V 事業計画の策定と点検・評価

- | | |
|--------------|----|
| 1 年度別事業計画の策定 | 27 |
| 2 点検・評価 | 27 |

一口メモ

- | | |
|------------------|----|
| ☆協力貸出と相互貸借 | 7 |
| ☆地域資料 | 9 |
| ☆横断検索システム「愛蔵くん」 | 13 |
| ☆あいちラストワン・プロジェクト | 14 |
| ☆東海・北陸地区のネットワーク | 16 |

(参考)

- | | |
|---|-----|
| ○愛知県図書館の概要 | 参1 |
| ○図書館法改正（平成20年6月）の骨子 | 参2 |
| ○図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月） | 参3 |
| ○愛知県図書館の利用状況の推移等 | 参9 |
| ○平成25年度第1回県政世論調査（平成25年7月実施）
「愛知県図書館の利用状況とサービスについて」（概要） | 参11 |
| ○愛知県図書館来館者アンケート（平成25年11月実施）（概要） | 参14 |
| ○愛知芸術文化センター運営会議図書館専門委員会委員名簿 | 参16 |

I 基本的な考え方

1 経緯

愛知県図書館（県図書館）は、昭和34年に開館した愛知県文化会館図書部（愛知図書館）を継承し、平成3年4月愛知芸術文化センターの一部門として名古屋市中区三の丸に開館しました。

県図書館は開館以来、芸術文化センターの一翼を担う図書館として、

○県民に開かれた図書館

○資料情報センターとしての図書館

○県内市町村立図書館へのバックアップを行う図書館

を基本理念として、幅広い資料（図書、記録、視聴覚資料等）の収集と質の高い情報提供により、県民の知の拠点の役割を果たすよう努めてきました。

県図書館では、利用者が直接図書を選んだり閲覧したりすることができる「主題別開架閲覧方式」を採り入れたほか、利用者がコンピュータを操作して希望する図書を検索できる仕組みを導入し、平成13年からはインターネット上での蔵書検索、また平成15年からは携帯電話からの蔵書検索の提供も行っています。



自由に閲覧できる開架書架
（3階人文・地域部門）

開館時には約60万冊であった蔵書は、現在では100万冊を超え、年間の利用者数は約65万人、館外への貸出数は図書が約46万冊、視聴覚資料が約8万点に上っています。

また、県立の図書館として、市町村立図書館からの資料貸出や職員研修の要請にも積極的に応じてきました。

このほか、図書館の活動や読書についての関心を高めるため、特定のテーマに関する所蔵資料を一か所に集めた企画展示や県の関係課室、関係団体等との共催事業にも力を入れてきました。

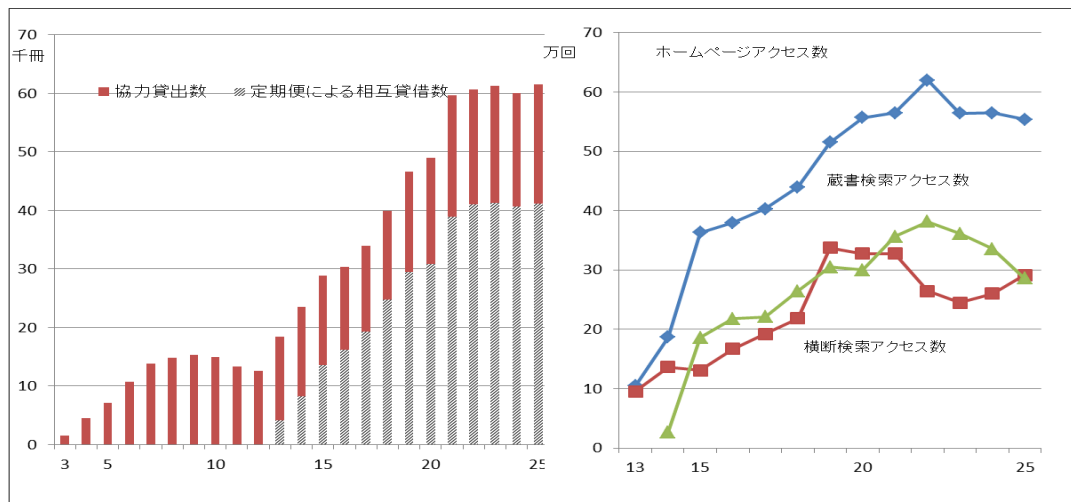
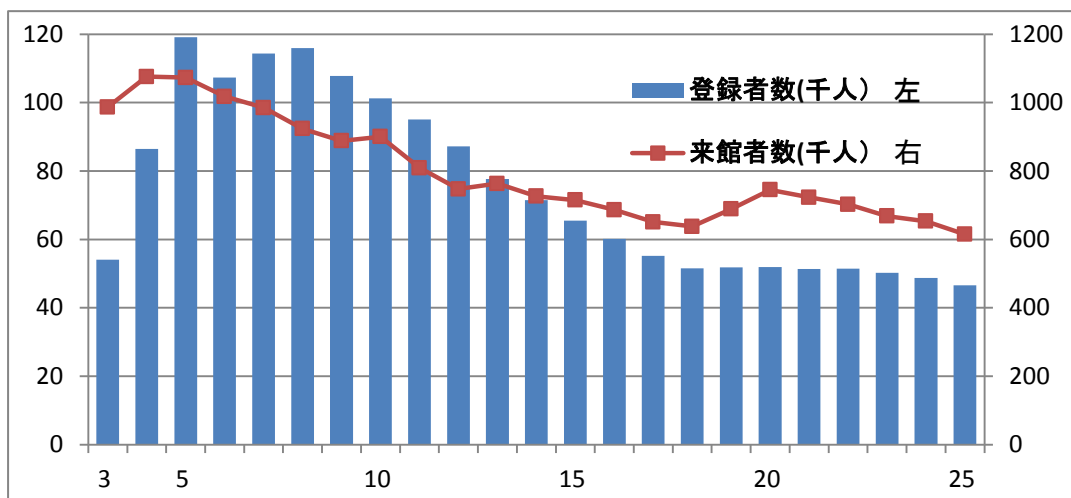


あいちトリエンナーレ2013との
連携展示（1階ロビー）

2 課題

開館から四半世紀近くが経過する中で、図書館を取り巻く社会環境は次第に変わりました。少子高齢化や経済のグローバル化が進行しているとともに、情報のデジタル化の進展やインターネットの普及などに伴って情報流通が劇的に変化しています。

県図書館では、近年来館者数や利用登録者数の低迷がみられる一方で、県内外の図書館への協力貸出・相互貸借やホームページへのアクセス件数は堅調に推移しています。こういった状況に対応した図書館サービスの提供の在り方を見直していく必要があります。



また、県内の市町村では図書館の整備が進み、県民が身近な地域で図書館サービスを受けられる環境が整いつつあります。¹しかし、県内には図書館のない自治体もあり²、図書館を設置している自治体でも、その施設、資料、職

員体制には差があります³。このため、市町村への支援も引き続き行っていく必要があります。

県図書館には、情報通信手段の格段の進歩や市町村立図書館の整備の進捗を踏まえて、県内の**拠点図書館**としての役割を一段と発揮していくことが求められており、今後は、新しい情報技術の活用や市町村立図書館との協力によって、県民の誰もが質の高い図書館サービスを楽しむよう取組を進めていきます。

3 運営方針の策定

県図書館は、文部科学省が平成13年7月に告示した「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を受けて策定した「愛知県図書館のあり方報告書」に則りこれまで運営してきました。

その後、教育基本法の改正に伴って平成20年6月に国は図書館法を改正し⁴、平成24年12月に文部科学省は改正図書館法に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」⁵を告示しました。

この基準において、図書館は、「図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針」を策定し、公表するよう努めるものとしてされています。

愛知県図書館の基本的な運営方針は、この「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づくものであり、県民の知の拠点、言い換えれば拠点図書館としての県図書館の基本的な方向性を示すものです。

期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とし、具体的な行動計画を、前半の5年についてはIVにおいて示し、後半については進捗状況を踏まえて改めて検討します。

¹ 県内の市町村立図書館の数は、平成4年の74館（分館含む）から平成25年には95館（同）となった。県内蔵書総冊数を比較すると平成4年度10,890千冊から平成24年度21,116千冊、県内貸出総冊数は平成4年度22,754千冊から平成24年度46,932千冊と市町村図書館の充実がうかがえる。（『日本の図書館1993』『同2013』日本図書館協会1994年、2014年による）

² 現在、図書館を設置していない自治体は6町村である。なお、この6町村には公民館や町民会館等の社会教育施設内に図書室（以下「公民館図書室」という。）があり、図書の閲覧や一部は貸出などを行っている。

³ 愛知県内では、資料費の多い自治体は2億円を超えており、少ない自治体は500万円を切っている。人口一人当たりで比較しても、1,500円を超えるところがある一方、50円台のところもある。（『日本の図書館2012』日本図書館協会2013年による）

⁴ 平成20年6月に大幅に改正された。巻末参考資料2ページ参照

⁵ 巻末参考資料3ページ参照

Ⅱ 愛知県図書館の役割

県図書館は、高度で先進性の高いサービスの提供と県内の市町村立図書館への支援や関係機関の連携などを担う拠点図書館として、これからの10年において次の四つの役割を柱として取り組みます。

① 愛知県のすみずみまで図書館サービスを届けます

県図書館は、市町村立図書館や公民館図書室と連携・協力し、すべての県民が質の高い図書館サービスを受けることができるように努めます。

愛知県に住んでいる人だけでなく、仕事や勉強などの場としている人も含めた愛知県に関わりのあるすべての人に、県図書館のサービスを提供します。とりわけ、県図書館への来館が困難な人へ、市町村立図書館の協力を得たり、インターネットを利用したりして、資料や情報をお届けすることを重視します。

② 市町村立図書館や公民館図書室の運営を支援します

県民の身近にある市町村立図書館や公民館図書室のサービスが、図書館サービスの基礎となります。このため、市町村立図書館や公民館図書室がより質の高い図書館サービスを提供できるよう、資料の提供や人材の育成などの支援にこれまで以上に力を注ぎます。

県図書館で展開する来館者への貸出やレファレンスなどの各種サービスについても、市町村立図書館や公民館図書室への支援につながる実践であるとの意識で臨みます。

③ 図書館や関係機関のネットワークをつくります

県図書館は、生涯学習施設、資料・情報提供施設の中核として、県内外の公立図書館をはじめ、大学図書館、学校図書館、専門図書館、博物館、公民館、行政機関、民間の様々な団体等の連携・協力を図ります。また、資料や情報はもちろん、人と人とのつながりも大切にすることで、強固な知のネットワークをつくり、愛知県の知識と情報をめぐる環境を豊かなものにします。

④ 図書館活動を支える県図書館の体制を整えます

①～③を実施する上で必要となる資料の充実、人材育成と組織の見直し、さらには新たな図書館サービスの調査研究など、図書館活動を支えるための県図書館内の体制づくりを進めます。

